

平成28年度 橋処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第30回 議事録（要約）

日 時 平成28年12月8日（木） 18時30分 ～ 19時45分

場 所 橋リサイクルコミュニティセンター 2階会議室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 第29回検討協議会議事録の確認

【概要】

事務局から、第29回検討協議会の「議事録」及び「橋処理センター整備事業だより」について、議事録が当日配布になったため、意見等があれば一週間以内に事務局に伝えていただくとういことで確認されました。

（意見等がなく、それにより了承されたため、ホームページに掲載しました。）

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問・ご意見ありますでしょうか。

事務局： 事前に資料を郵送した際には、議事録を同封していませんでした。一週間の時間を設けますので、内容の確認をしていただきたいと思います。その後、議事録をホームページに掲載します。

3 議題

(1) 二酸化炭素分離回収設備に関する調査について

【概要】

前回の検討協議会で、二酸化炭素分離回収設備の導入可能性について、提案があったため、事務局よりその検討結果の説明を行いました。

二酸化炭素分離回収設備は、回収した二酸化炭素の活用先の確保と設置するスペースの条件が必要となることから、橋処理センターでの導入は難しいと考えられます。まずは、燃やして発生する二酸化炭素を回収するより、燃やさないで二酸化炭素を発生させない取り組みを拡充することが重要となります。

今回の提案を踏まえ最新設備を検討していくため、事務局から建設工事発注仕様書の追記内容として「橋処理センター整備事業で将来、機器類の更新に対応できる配置及び構造とすること。」及び「新たな法改正や環境負荷低減のための最新設備の設置を検討し配慮すること。」を提案しました。その提案を受けて

委員から、他都市の導入事例や実用可能な技術動向等について、業者に定期的に報告させるように仕様書に記述すべきとの意見があったため、さらに建設工事発注仕様書を修正することになりました。

(後日、郵送により修正案を送付し意見を求めました。それに対し意見がなかったため、発注仕様書の最終案としました。)

【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問・ご意見ありますでしょうか。

委員： 検証結果が3つの側面でまとめられており、導入が難しいと考えられますが、一番大きな理由はどれでしょうか。

事務局： 大きな理由として考えられるのは、まずはスペースだと思われそうですが、理由は一つではないと考えます。平面的なスペースとして約1,000㎡以上が必要となりますが、橘処理センターの敷地面積が約24,500㎡ですので、そこにごみ焼却処理施設とミックスペーパー資源化処理施設を建設し、なおかつ造成地盤を設置することで広域避難場所も確保する計画となっていて、すべてスペースを必要とするところが重要となっています。それに加えて、さらに約1,000㎡以上を捻出するのは困難を極めます。もう一つは、設置するためには高さ方向のスペースも必要となります。煙突に隣り合うように高さ約40mの設備が追加して出現することを考えると、景観や日影など環境影響の観点からも不利になります。

また、佐賀市では、二酸化炭素を回収して販売することを目的としているため、販売量に合わせて回収量を決めています。その量は10tとなっています。販売のために企業を誘致して、その面積は全体で約23haとなっていて、橘処理センターの敷地面積の約10倍にもなります。川崎市の場合は、農業的に活用するための用地の確保もほぼ不可能ですし、誘致する企業も見当たりませんので、二酸化炭素の活用ではなく処分することとなります。しかしながら、国においても研究段階の技術として進めている現状では、簡単に処分することもできません。

これらのことから、主な理由としては、設置するスペースの確保と、需要先の確保ということになると考えられます。

会長： 将来を見据えて、環境に対してどう取り組むのかが必要となります。現実的に考えると、二酸化炭素の回収については、難しいというのは理解できますが、二酸化炭素の排出を削減することはできると思います。プラスチック類を燃やすことによって二酸化炭素は発生しますので、もっと燃やす量を減らすことを徹底していく方法もある中で、いかにして環境への負荷を軽減していくのかが必要です。国による環境基準等という問題ではなく、取り組む姿勢が問われてきます。そういう課題に対しての議論をするために、この検討協議会があるので、様々な方法に取り組

んで欲しいと思います。たとえば、プラスチック類を油に戻す技術も出てきているので、前向きに捉えて、コストセーブにも繋がるのであれば、具体的に議論していきたい。

事務局： 佐賀市と川崎市の政策の違いに現れているのが、プラスチック類の分別回収です。理想的には全量回収すれば、二酸化炭素の発生量を抑えることができるし、その回収のためには、市民の皆様の協力が必要不可欠になります。根本的には燃やさないことによって発生させない取り組みが重要ですので、そのための普及啓発の強化に繋がるように、環境局の他部署との連携を含めて考える必要があります。

会長： 火力発電所で回収したものは、どのように活用しているかわかりますか。

事務局： 詳細はわかりませんが、農業的な利用の他に、化学的な利用も考えられます。また、国の考え方を推測すると、システム的な回収・貯蔵の実現性を模索しているようです。

会長： 火力発電所での回収も進んできていると思いますので、その活用も進んでくるのではないのでしょうか。

事務局： 回収元と活用先のマッチングも重要と考えます。佐賀市のように、農業的な利用として、必要な土地を誘致することも含めて、10tの供給量が最適となっているのだと思います。その供給量が、100tや1,000tとなっていく場合に、どの方法での活用先が最適かわかってくると思いますので、活用先がないのではなくて、継続的にちょうどいい活用先が確保できるのかという問題になります。

委員： そもそもは、二酸化炭素については、マッチングが問題なのではなくて、プラスチック類を燃やさずに発生させない取り組みが重要だと思います。

会長： 取り組み姿勢の問題が一番重要だということです。たとえば、川崎市内の民間の工場を含めて、二酸化炭素の発生量はわかりますか。極力、発生量を減らす姿勢が重要なので、一般の事業者と区別することではありません。

事務局： 姿勢は重要だと思いますし、その技術の進歩もあります。焼却炉の場合にも、最近では排ガス再循環の技術により、副次的に二酸化炭素の量を減らすように努めています。

副会長： 取り組む姿勢という意味では、これまでも川崎市は取り組んできています。たとえば、焼却場の基幹改良工事の際にも考慮していますので、御理解いただきたいと思います。また、プラスチック類の分別についても、一般廃棄物基本計画でのリデュースの観点で発生抑制に取り組んでいます。

委員： 市民として、現在のところ、プラスチック類の回収がどの程度なのかわ

かりますか。町会で見ていると、ごみの約3分の1がプラスチック類です。それが徐々に減ってきていると思われます。一方でミックスペーパーは、まだ混入が多いと思われます。

委員： 燃やして二酸化炭素を回収することを考える前に、燃やさないで発生させないことを考えるべきです。

委員： 市民の協力が重要ですが、それを補完するために設備の充実も重要です。両方の観点からの取り組みが必要ですので、建設するにあたっては、より積極的な姿勢を望みます。当然ながら、排出抑制など、市民も協力していきます。そう考えると、発注仕様書への補強がもう少し必要です。受注業者にも柔軟に対応してもらって、建設コスト削減に繋がるのであれば、工事の契約後にも対応できるよう考えられないでしょうか。

会長： 発注仕様書をさらに追加補強してください。どこで検討して、どう配慮するかを具体的に記述してください。

委員： 橋処理センターの協定書の中にも、導入の実現に努力することが書かれていますし、発注仕様書に具体的に記述することと併せて、受注業者にも取り組んでいただきたい。

会長： 協定書の抜粋は、昭和49年のものです。当時も、同じような問題に直面してしまして、窒素酸化物や塩化水素について、設備の導入が進んできていた時代でした。竣工した橋処理センターにはその対応がなされていなかったため、その後の具体的な対策について協定書に明記しました。そして、竣工後10年程後に設備を増設しました。似たような状況で、過去の経験も踏まえて、検討していただければと思います。

事務局： 当時の協定書は、先取りをするということで記述したものと思いますが、今回についても同じように対応を図っています。第28回の検討協議会において御説明しましたが、水銀の規制について先取りして盛り込みました。水銀の規制については、閣議決定はされていますが、法律の施行はまだされていないので、現時点では規制はされていない状況で、規制は平成30年度からになります。規制どおりに対応すると、橋処理センターは新施設での扱いとはならないため、厳しい基準値を設けなくても構わないのですが、安全・安心の観点を重視し、先取りして盛り込んでいます。

委員： 橋処理センターの建設については、工期も長いので、工事期間中であっても柔軟に対応できるようにできないでしょうか。また、お互いの想いはわかりますが、人事異動等により継承されないと困るので、文書化して残しておくことが必要ではないでしょうか。

事務局： 明文化という意味では、これまでも基本計画や整備計画などにも、検討協議会という組織があって、その協議により作り上げられてきた計画であることは記述していますし、それに則り環境影響評価手続も行

っています。以前にも同様の意見がありましたが、検討協議会の議事録という形で残しており、ホームページに公開していますので、一般市民にも知ってもらえるようにしています。そういう積み重ねがある中で、発注仕様書に簡易に記述するものなのか考えます。

委員： すごく肝心なことなので、発注仕様書に記述するものだと思います。議事録には残してあっても、膨大な量になってきているので、あえて発注仕様書に「他都市の技術動向等を半年に1回報告する。」等の具体的な記述が必要になると思います。

事務局： 意見の意図について理解しました。

会長： それでは、具体的に記述することとしてください。また、検討協議会に対しても前向きな約束として残したいと思います。

委員： 想いはわかりますが、竣工後に設備の増設等は困難な場合が多いと思います。一部の装置を交換するのなら可能だが、大々的にプラント設備を交換するのは困難です。

委員： 長年使っていると、経年劣化もありますので、基幹的整備工事を行います。将来の技術動向は、なかなかわかりませんが、その時期に合わせて、新しい技術を用いた場合に実現可能かもしれません。ですが、今、その判断を求められても、判断がつきません。

副会長： ダイオキシン類についての改修工事の際も、バグフィルターを設置するなど、取り入れられる最新技術は導入してきています。建設での検討協議会だけではなく、竣工後の運営協議会においても、御意見をいただければと思います。

事務局： それでは、早めに修正案を作って、郵送にてお知らせさせていただきます。

会長： 郵送で検討協議会の委員の意見を求めてください。

委員： 集めていない製品プラスチック類については、いつ頃から分別収集が開始されますか。

委員： 製品プラスチック類を収集するには、処理するプラントが必要となります。また、国において実証実験を行っているとは聞いています。

委員： プラスチック類は、油化する技術も出てきています。

副会長： 国において、民間企業への働きかけもあって、技術が進んできています。実用化された有用な技術については、交付金制度を活用するなどして普及に努めています。

委員： 油化の技術についても、調査して次回の検討協議会で説明をお願いします。

4 その他

会 長： 本日は、これをもって終了します。

—以上